

2011.03.10 平成 23 年第 1 回定例会（第 3 号） 本文

○議長（札辻輝巳君）

日程第 20、議案第 21 号、桜井市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○5 番（吉田忠雄君） 今回の条例の一部改正は、国民健康保険税条例の一部改正は医療分が 47 万から 50 万、そして、後期高齢者支援分が 12 万から 13 万、合わせて 4 万円引き上がるわけなんですけども、最高限度額は 69 万から 73 万になるということなんですけども、お聞きしたいのは、これによって大体どれぐらいの世帯が引にかかるというか、影響を受けるというか、そのことについてお聞きします。これはどなたでも結構です、市民部長でも結構ですけども。

○市民部長（清水孝夫君） 吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の改正によりまして、対象となる世帯につきましては 244 世帯でございます。

○5 番（吉田忠雄君） それで、次にお聞きしたいのは、これは所得では、おおよそで結構なんですけども、どれぐらい以上の、所得何百万以上が影響を受けるのかお聞きしたいのと、そして、限度額を引き上げることによって、これによってどれぐらい新たな保険税が入ってくるのか、そのことだけお聞きして、質問を終わらせていただきます。

○市民部長（清水孝夫君） 再度の質問にお答えさせていただきます。

限度額に当たる方の所得モデルでございますけれども、固定資産税額が 5 万円という方を想定しますと、大体年間の総所得額で 575 万ぐらいの方が対象になってくるということでございます。それが今回の改正によって引き上げになりますと、約 620 万ぐらいの所得に該当してくるかというふうに考えております。

それから、それに伴いまして、国民健康保険税でございますが、約 940 万ほどの増となる見込みをしております。

以上でございます。